

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	12 都道府県	1 所掌	02 管轄	080749 基幹番号	000 扶養号		被一括事業場番号
法人番号	6040003006398						

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
その他の事業		株式会社テクニケーション		(〒272-0021) 市川市八幡3-12-17 電話 090 (9326) 6033				[事業場外] 令和5年9月1日 ~ 令和6年8月31日 年月日 ~ 年月日			
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由		業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上) 215人	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
	顧客等の都合による仕様変更への対応、納期のひっ迫 納期の変更、臨時の受注					法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)
	① 下記②に 該当しない労 働者		時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
	時間 分		[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
	時間 分		[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
	時間 分		[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
	時間 分		[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
	時間 分		[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
	時間 分		[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
	時間 分		[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由		業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上) 215人	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
	顧客等の都合による仕様変更への対応、納期のひっ迫 納期の変更、臨時の受注					土日	1か月	9時0分	~	18分0分	
	その他会社が定める日										
	回										
	回										
	回										

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。**令和5年8月3日**

(チェックボックスに要チェック)
船橋労働基準監督署

受付

時間外労働に関する協定届(特別条項)
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)						
				延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 法定労働時間を超えて労働させることでできる時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超えて労働に係る割増賃金率						
顧客等の都合による仕様変更への対応、納期のひっ迫 納期の変更・臨時の受注	専門的・技術的職業従事者 システム開発	215人	8時間 0分	時間 分	6回	99時間 59分	時間 分	25%	720時間 0分	時間 分	25%			
									%				%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	その他	労働者に対する事前の申し入れ												
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	<p>(該当する番号)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ その他</p>									(具体的な内容)				
										医師による面接指導、就業から始業までの休息時間の確保、健康診断ほか				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>														
(チェックボックスに要チェック)														

協定の成立年月日 令和5年8月1日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称

職名 システム部
又は労働者の過半数を代表する者の
氏名 粟野陽太

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (挑戦)

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和5年8月1日

使用者 職名 代表取締役
氏名 西田泰

船橋労働基準監督署長殿

受付
令和5年8月3日
船橋労働基準監督署